

## 第3回山形県特別職報酬等審議会 会議録

### 1 日 時

平成30年1月26日（金）午後3時00分～3時30分

### 2 場 所

山形県庁 502会議室

### 3 出席者等（敬称略）

#### (1) 出席した委員（9名中6名出席）

齋藤 みつ 清野 伸昭 長谷川 吉茂 星川 務 梁瀬 幹子  
山上 朗

#### (2) 出席した職員（課長以上）

知事 吉村 美栄子  
総務部長 大森 康宏 総務部次長 玉木 康雄 人事課長 高橋 正美

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

#### (2) 議事

##### ① 会議録署名委員の選任

山上会長の指名により齋藤委員が選任された。

##### ② 審議及び答申

山上会長	<p>審議に移ります。はじめに、本日の進め方についてお諮りいたします。</p> <p>前回申し上げますとおり、私から答申のたたき台を提案させていただいておりますので、まずこれについて御審議をいただきます。</p> <p>その審議の結果を答申書案としてまとめ、審議会としての答申の意思決定をさせていただくことができれば、この場で、知事に答申書をお渡しさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料「山形県特別職報酬等審議会答申のたたき台」を御覧ください。</p> <p>一つ目には、「特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える」とし、二つ目に、「ついでには、現行額を次の金額まで段階的に引き上げることが適当である」としております。</p> <p>ここで、3枚目の参考資料を御覧いただきたいと思います。</p>
------	---

真ん中の「議員」については、38位の奈良県の額まで32,000円、率にして4.3%引き上げ、その左の「知事」については、島根県など34位グループの額まで28,000円、率にして2.3%、それぞれ引き上げてはどうかということでもあります。議員の場合、その上の青森県などのグループまで引き上げると、20位台になることから、この提案としております。

1枚目に戻っていただきまして、二つ目の○の(2)のところですが、前回の御議論を踏まえ、議長及び副議長の議員報酬月額については、議員の引上げ率を乗じて得た額まで、また、副知事の給料月額については、知事の引上げ率を乗じて得た額まで、それぞれ引き上げるとしております。

さらに、前回の審議会では、一度に引き上げた方が良いのか、段階的に引き上げた方が良いのかという点について御議論をいただきました。10年以上改定されておらず、全国最下位水準にあることを踏まえれば、一度に引き上げても良いのではないかと御意見も頂戴しましたが、より県民の理解を得られる形として、段階的な引上げを支持される委員が多かったことから、これをたたき台としております。

なお、段階的な引上げの具体的な方法については、県及び議会の判断にお任せしてはどうかとしたところです。

ここまでについて、委員の皆様の御意見をお聴きしたいと思います。御質問がございましたら、併せてお願いいたします。

梁瀬委員 県民の理解の観点からも、段階的引上げに賛成いたします。報酬等の額についても、30位台というところでよろしいかと思えます。

星川委員 段階的な引上げという手法と、額についても、こちらのたたき台の案がベストだと思いますので、この通りやっていたいただければと思います。

長谷川委員 これまでの議論を踏まえれば、金額及び方法については常識的なものだと思います。

清野委員 額については、他の都道府県との比較において、これで良いのではないかと思います。

しかし、段階的な引上げについては、10年来引き上げてこなかったということもありますし、次の段階に引き上げる場合の単位（引上げ額、期間等）をどう設定するかということも考えなければなりません。また、引上げ率も4.3%と2.3%ということであれば、一気に引き上げてはどうかと思えます。

齋藤委員 たたき台の案に賛成いたします。段階的な引上げの具体的な方法については、県及び県議会の判断に委ねるということで、段階的な引上げに賛成いたします。額についても、このとおりでよろしいのではないかと思います。

山上会長	本日欠席されている3委員の御意見を事前に事務局で確認いただいておりますので、御紹介ください。
人事課長	阿部委員、小山委員、小嶋委員とも、修正意見なしとの回答をいただいております。
山上会長	皆様の御意見をまとめますと、段階的に引き上げるという意見が多数のようですが、清野委員からは、一度に引き上げるべきという意見もいただいております。当審議会として答申案をまとめるという点からしますと、多数の意見で答申案を取りまとめるという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
清野委員	皆さんの総意であれば、それで結構です。
山上会長	<p>ありがとうございます。それでは、このようにまとめさせていただきます。</p> <p>次に、「1-2 今後の改定方針について」を御覧ください。</p> <p>特別職報酬等の改定に当たっては、これまでは、「国家公務員」の給与改定率を基礎としてきたとのことでありますが、今日的には、県内の民間の情勢を反映した「県職員」の給与改定率を基礎としながら、今回議論したように、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であると考えます。改めて御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>特にないようでございますので、御欠席の3委員の御意見はいかがでしたでしょうか。</p>
人事課長	3委員とも、修正意見なしとの回答をいただいております。
山上会長	<p>それでは、この旨を答申書案に入れることにしたいと思います。</p> <p>次の「2 附帯意見について」ですが、審議会の開催のあり方及び独自減額措置の取扱いについては、審議会において結論を得るべき事項ではありませんが、今審議会で問題提起がなされたと認識しており、今回の答申の際に、附帯して知事に申し述べることとしてはどうかと思います。</p> <p>内容については、前回の審議でまとまったところかと思いますが、改めて御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>特にないようでございますので、このように申し述べさせていただきます。</p> <p>以上で審議を終了させていただき、審議の結果を答申書案としてまとめたものを事務局から配付してもらいます。</p> <p>配付もれはございませんね。</p> <p>御一読いただき、内容に関しまして、改めて確認しておきたい事項などございましたら、御発言をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>

特に御発言はないようですので、皆様にお諮りいたします。

平成29年8月23日付けで諮問のありました、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額につきましては、答申書案のとおり答申することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。答申書案のとおり答申することに決定しました。

この場合、私から知事に対し答申書をお渡ししたいと存じます。

進行は、事務局にお願いします。

事務局

ありがとうございます。

準備のため、5分ほど休憩をいただきます。

(休憩／知事入室、着席)

山上会長及び吉村知事には、その場で御起立をお願いいたします。

山上会長

平成30年1月26日、山形県知事吉村美栄子殿、山形県特別職報酬等審議会会長山上朗、特別職の職員の報酬等について(答申)、平成29年8月23日付け人第201号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

1 特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える。については、議会の議員の議員報酬月額並びに知事及び副知事の給料月額の現行額を次の金額まで段階的に引き上げることが適当である。なお、段階的な引上げの具体的な方法については、県及び県議会の判断に委ねる。議長904,000円、副議長807,000円、議員778,000円、知事1,240,000円、副知事954,000円。

2 今後(上記1の引上げ実施後)の改定に当たっては、本県の民間の情勢を反映した、県職員(行政職給料表適用職員)の給与改定率の相乗積を報酬等の額に乗じて得た額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であるとする。

(会長から知事に答申書を手交)

報酬等の額についての意見をただいまの答申とさせていただきますが、今審議会における議論や意見を踏まえ、附帯して、審議会の開催のあり方及び独自減額措置の取扱いについて、意見を申し述べさせていただきます。

はじめに、審議会の開催のあり方についてであります。この度の審議会の開催は、11年ぶりでありました。県民の知る機会を提供する観点からも、本審議会を定期的に開催すべきとする意見が多数を占めたところです。県において、今後の審議会の開催のあり方についてよく検討していただきたいと思っております。

次に、独自減額措置の取扱いについてであります。一つには、知事及び副知事については、これまで15年以上減額措置を継続していますが、審議会の答申を得て定めた本来の金額を受け取るべきであります。二つには、独自減額措置を実施することを否定するものではありませんが、経済情勢や財政状況の著しい悪化などがあった場合において、減額率や期間を限定して実施すべきであります。

事務局	<p>以上であります。</p> <p>ありがとうございました。お二方は、御着席ください。 ここで、吉村知事からお礼の御挨拶を申し上げます。</p>
吉村知事	<p>ただいま山上会長から答申をいただきました。大変ありがとうございます。</p> <p>今回の答申に当たりましては、特別職報酬等の額のみならず、審議会のあり方といったところまで幅広く御意見を頂戴したところでございます。熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>私どもといたしましては、本審議会の御意向を体しまして、できるだけ速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>これまで賜りました委員の皆様方の御尽力に厚くお礼を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>

(3) 閉 会

平成29年 8月23日付け諮問に係る審議会の審議は全て終了した。

会議録署名委員

議 長    山   上            朗

委 員    齋 藤            み つ